

飯能市告示第 95 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号）の別表第 1 号イからニまでのいずれかに該当する区域として次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 24 年 3 月 30 日

飯能市長 沢 辺 滯 壺

平成 24 年 3 月 30 日飯能市告示第 93 号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）により指定した地域のうち、次に掲げる区域

- (1) 平成 24 年 3 月 30 日飯能市告示第 94 号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準）の表の備考 1 に定める第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
- (2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム